

第 11 回評議員会議事録

平成29年6月22日

公益財団法人 中国残留孤児援護基金

公益財団法人 中国残留孤児援護基金
第11回評議員会議事録

1. 招集年月日 平成28年10月24日(月)
2. 開催場所 「田中田村町ビル5階5D室」
東京都港区新橋2-12-15
3. 開催日時 平成29年6月22日(木) 午後3時00分
4. 評議員現在数 7名
5. 出席者
(出席評議員: 7名) 加藤栄一、河合弘之、佐藤嘉恭、高尾佳巳、中川桂子、
本田機先、村川浩一
(出席役員 : 3名) 代表理事 炭谷 茂、業務執行理事 小林悦夫、
監事 高橋忠夫
6. 議案等
決議事項
第1号議案「理事の選任」の件
第2号議案「評議員及び役員の報酬並びに費用に関する支給基準の改正」の
件
第3号議案
「平成28年度事業報告及び決算書(平成28年4月1日~平成29年3月31日)」の件 ※公益財団法人としての第6事業年度
7. 開会、定足数確認、挨拶、議長・議事録署名人
事務局から評議員総数7名中、出席者は7名であり、開催要件の定足数である過半数を充足していることを確認。
はじめに、炭谷代表理事(以下「理事長」という。)が開会の挨拶を行った後、定款第23条に基づき加藤評議員が議長に選任され、定款28条に基づき、議長、中川桂子評議員及び本田機先評議員が議事録署名人となることが確認された。

8. 議事の経過及び結果

(1) 第1号議案「理事の選任」の件

事務局から、本議案について次の説明があった。

本定時評議員会をもって、理事全員の任期が満了となる。現理事に次期も引き続き就任していただきたいと考え、候補者とした。各候補者からは、評議員会で選任された場合には、就任することについて事前に承諾を得ている。

理事候補者資料に基づき、議長が1名ずつ諮ったところ、現理事4名（重任）の理事選任が出席評議員全員一致で可決された。

（重任者）鎌田ケイ子、小林悦夫、炭谷 茂、鶴 精三

選任された理事の任期は、本評議員会終結後から平成31年6月の定時評議員会の終結の時まで。

(2) 第2号議案「評議員及び役員の報酬並びに費用に関する支給基準の改正」の件

事務局から、本議案について次の説明があった。

平成28年人事院勧告に基づき、常勤役員の6月と12月の賞与の支給基準を平成29年4月1日付で、同支給基準第7条2項特別手当について、6月期を2.025月から2.075月に、12月期を2.175月から2.225月にそれぞれ改定したい。

審議の結果、第2号議案について議長が諮ったところ、原案どおりとすることに出席評議員全員一致で可決された。

(3) 第3号議案「平成28年度事業報告及び決算書（平成28年4月1日～平成29年3月31日）」の件

事務局から、本議案について次の説明があった。

- ① この事業報告書及び決算書（以下「報告書」という。）は、内閣府に対して報告すべきもので、公益財団法人移行後の第6事業年度の報告書であり、事業期間は平成28年4月1日から平成29年3月31日迄となること。
- ② 平成28年度事業計画に掲げた「基本方針」（1. 事業の転換を進めること、2. 財政均衡に努めること）の達成状況。
- ③ 平成28年度の概況（残留邦人の概況、援護基金の事業実施面の概況、寄附金募集状況、資産運用状況等の財政面の概況）及び事業安定化準備資産の取崩状況。
- ④ 「公1」の3事業、「公2」の13事業についての平成28年度の実

施状況。

⑤ 平成 28 年度決算書（財務諸表等）の要点

続いて高橋監事から、平成 29 年 5 月 26 日の会計及び業務監査の結果、公認会計士新保博之事務所の監査方法及び結果は相当であると認めること、事業報告は法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めること、理事の業務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められないことの報告がなされた。

なお、各評議員からの主な質疑等は次のとおり。

① 定着促進事業の宿泊施設について

(本田評議員)

新聞で、UR 宿泊施設に入所している 1 世帯 3 人についての記事があり、1 戸しかないため、残留邦人が 80 歳を過ぎて 2 年待ちとのことであり、戸数が足りないのではないか。

(事務局)

国の方針で UR を借り上げしているものであり、国からの指示がないため、今のところ戸数を増やすことは考えていない。

② 就学資金貸与事業の給付型への転換について

(高尾評議員)

就学資金貸与事業を給付型へ転換するということであるが、寄附金募集のしおりには、就学資金の貸付と記載されているところ、可能なのか。

(事務局)

指定寄附金の運用益は、就学を援助する事業に充てることとした覚え書きがあり、どのように就学資金を援助するかの縛りはなく、可能と考える。

(河合評議員)

就学資金の返済の実績はどうなっているのか。

(事務局)

就学資金の貸付は、期首で約 2 億 3 千 1 百万円のうち、約 1 千 4 百万円を返済不能と見做して、貸倒引当金にしている。一括返済の場合には、報奨もしているので、貸付をした約 7 割の者は、きちんと返済している。

以上、第 3 号議案について議長が諮ったところ事務局提案どおり全会一致で承認された。

以上で本日予定の議事が終了したが、引き続き「報告事項等」の報告が行われた。

(4) 報告事項等

小林常務理事から次の項目につき報告があった。

① 幹部職員の人事異動について

・中国帰国者支援・交流センター

平成 29 年 3 月 31 日

山口昌巳 中国帰国者支援・交流センター所長 定年退職

平成 29 年 4 月 1 日

小林悦夫 (常務理事・事務局長・寿星所長)

中国帰国者支援・交流センター所長併任

山口昌巳 中国帰国者支援・交流センター所長事務代理 (臨時職員)

・訪問介護ステーション寿星

平成 28 年 9 月 30 日

多和田博治 寿星所長 (管理者) 退職 (病気)

平成 28 年 10 月 1 日

小林悦夫 (常務理事・事務局長) 寿星所長併任

田中霞 (サービス提供責任者) 寿星管理者併任

※ 暫時、「所長」と「管理者」を分け、所長が管理者を監督することとする。

② 「訪問介護ステーション寿星」の状況について

前年度約 1,260 万円の赤字が本年度では約 810 万円の赤字、450 万円ほど赤字削減という結果になっているが、その内訳は前年度における「事業立ち上げ担当」の職員の給与分と所長 (管理者) 交代等にもなう給与減額分の合計額が、その差額相当である。年度全体としては、管理者の給与分を除くと前年からあまり改善が見られないということになる。

しかし、平成 28 年度前半と後半を分けて見ると、だいぶ傾向が変わってきていることがわかる。特に 12 月以降は、月々の利益率が今まで -100%以上、ときに -200%、-300%であったものが、12 月から -69%、-55%、-37%と赤字率が低下してきている。

年度後半からは、ヘルパーと担当利用者との組み合わせを変え、できるだけ帰国者が多く居住している地域に住むヘルパーを新たに採用する等して、「やればやるほど赤字が増える」という構造からは脱したと

思われるので、今後も当分の間改善の努力を続けたいと考えている。もちろん、状況がまた暗転した場合には、平成 29 年度事業計画、予算書で説明したとおり、事業所の休廃止を含めた立ち止まりの措置をとらざるを得ないとする考えには変わりはないが、当面は一筋の光が見えているので頑張りたい。

援護基金が事業の立ち上げと継続の助成をした、所沢にある事業所から最近あった情報であるが、介護事業所を利用している帰国者が入院し、その後退院して老健施設に入所して暫くして自殺を図った。本人は家族の面会がなく見放されたという思いと、老健施設では、中国語が通じないというコミュニケーションの問題があったからであり、現状の介護サービス制度を利用しても解決されないことであり、今後要介護の帰国者が増えて深刻な問題となると考えるので報告する。

なお、「訪問介護ステーション寿星」の状況についての報告に対して各評議員から、①ヘルパー資格の取得援助ではなく、介護保険と切り離して二世三世等を中国語通訳として派遣したらどうか、②中野区の事業所を帰国者が多い足立区や江東区等に移転したらどうか、③堺市で医療機関とよく連携している事業所の好事例があるので、参考にすべき、④構造的な赤字があるので、中長期的な抜本改革が必要ではないか、⑤介護事業は改善すべきところは改善し、継続すべき、⑥残留邦人の介護に目的を絞った寄附の募集をすべきではないか、また、ポイント制度によるポイントやマイレージの寄附を受けたらどうか、⑦残留邦人一世は急速に老化しており、一世の介護は二世三世より優先すべき緊急の課題である、⑧残留邦人一世は医療的なケアが必要なので、看護資格の取得支援や看護師の派遣を検討すべきではないか、との意見等が出され、事務局が答えた。

以上をもって第 11 回評議員会の議案の審議及び報告事項が終了したので、議長は閉会を宣し解散した。（閉会時間：午後 5 時 00 分）

以上、この議事録が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人において次に記名押印する。

平成29年7月7日

公益財団法人 中国残留孤児援護基金

議長 加藤栄一

議事録署名人 本田 棧 先

議事録署名人 中川 桂子